

広川町農業委員会

第1回総会議事録

令和2年8月5日

広川町農業委員会第1回総会議事録

令和2年8月5日広川町農業委員会第1回総会が広川町役場3階大会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 報告事項1 使用貸借権を設定した農地の返還通知
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
議案第4号 農地転用計画変更による申請に関する件
議案第5号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地利用集積計画の承認の件

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

議席	氏名	議席	氏名
議長	大石 義勝	6	馬場 敦子
会長代理	古賀 秀之	7	渡邊 和江
1	中村 和浩	8	鐘ヶ江 百合子
2	中村 正明	9	山崎 義史
3	山村 佳代子	10	稲員 雅史
4	梅本 康孝	11	野田 光浩
5	丸山 敬二郎	12	渡邊 鉄也

農地利用最適化推進委員

議席	氏名	議席	氏名
欠	田中 秀典	8	弓削 和幸
欠	重野 秀夫	9	船越 誠治
欠	鹿田 勝師	10	野田 隆文
欠	萩尾 喜久夫	11	山下 淳
欠	丸山 和幸	12	中島 和彦
6	馬場 啓介	欠	牛島 信二
欠	中島 康則		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

事務局長 井上 新五 書記 井上 周亮 書記 田中 和弘

事務局

こんにちは、第1回、8月の総会にあたり報告します。
本日は、農業委員14名の出席がっております。
広川町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数の過半数を満たしておりますので総会は成立いたします。

また、農地利用最適化推進委員6名の出席がっております。
新型コロナウイルス感染防止対策により議案に関係がある委員のみ出席となります。
議長は、広川町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が行うこととなっております。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 会長あいさつ

時節のあいさつ、新型コロナウイルス感染症に関しての新人研修会の不参加など

本日は、報告事項1件、議案5件でございます。
慎重なる審議のほどをよろしくお願いいたします。
なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてお願いします

次に議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、2番、中村正明委員さん 12番、渡邊鉄也委員さんを指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

委員全員

異議なしの声あり

議長

報告事項1 使用貸借権を設定した農地の返還通知について 事務局の説明をお願いします。

事務局

議案書の一部訂正を説明。

説明 順位1 太田 字 辻 1筆 (借受人:■■■■)(貸付人:■■■■) 理由
所有者の都合によるもの。

議長

事務局の説明が終わりました。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

全委員

質問なし。

議長

無いようでしたら次に進みます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件について 順位1 事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 順位1 久泉 字 一本松 2筆 (譲受人:■■■■)(譲渡人:■■■■)「贈与」

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

6番 馬場 啓介 推進委員

申請地の位置、譲受人と譲渡人の説明。申請地は、現地と図面上の境界が違っていたので、

お互いの同意で調査をされてこの申請となりました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

5番 丸山 敬二郎 農業委員

違っている幅はどれくらいですか。

6番 馬場 啓介 推進委員

一番広い所あり、約1.5mで長さ約70mくらいです。面積が65㎡あります。

議 長

他にありませんか。

11番 野田 光浩 農業委員

譲渡人の土地は何を耕作されるのですか。

6番 馬場 啓介 推進委員

そのまま畑です。みかんの木があります。

議 長

他にありませんか。

全 員

質問なし。

議 長

無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員

全員挙手。

議 長

全会一致で認める事とします。次に進みます。 順位2 事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 順位2 新代 宇 北池田 1筆 (譲受人:■■■■)(譲渡人:■■■■)「売買」

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

9番 船越 誠治 推進委員

申請地は、昔は雑木が生い茂っていたが、今は耕作できる土地のようです。

ご審議よろしく申し上げます。

議 長

担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位2について質問意見等ありましたらお願いします。

全 員

質問なし。

議 長

無いようでしたら採決に移ります。順位2について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員

全員挙手。

議 長

全会一致で認める事とします。次に進みます。 順位3 事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 順位3 広川 字 廻原 3筆、字 中小路 1筆、字 大適 1筆、字 南山 2筆 (譲受人：■■■ ■■■) (譲渡人：■■■ ■■■)「使用貸借」

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

10番 野田 隆文 推進委員

事務局から詳しく説明あったとおりですので私から述べることはありません。ご審議よろしくをお願いします。

議 長

担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位3について質問意見等ありましたらお願いします。

全 員

質問なし。

議 長

無いようでしたら採決に移ります。順位3について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員

全員挙手。

議 長

全会一致で認める事とします。次に進みます。 順位4 事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 順位4 広川 字 西石町 2筆、字 下有水 3筆、字 東大野 13筆、字 上長坪 2筆、下長坪 1筆、 (譲受人：■■■ ■■■) (譲渡人：■■■ ■■■)「使用貸借」

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

11番 山下 淳 推進委員

事務局から詳しく説明あったとおりですので私から述べることはありません。ご審議よろしくをお願いします。

議 長

担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位4について質問意見等あり

ましたらお願いします。

4番、梅本 康孝 農業委員

申請者は、何を耕作されていますか。

11番 山下 淳 推進委員

経営の主体が苺です。その他は、米、お茶です。

議 長

他にありませんか。

全 員

質問なし。

議 長

無いようでしたら採決に移ります。順位4について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員

全員挙手。

議 長

全会一致で認める事とします。

次の案件に進む前に■■ ■■農業委員は、議案の当該者ですから、退室してください。

渡邊 鉄也 農業委員

退室

議 長

それでは、順位5 事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 順位5 一條 字 観音屋敷 1筆、（譲受人：■■ ■■）（譲渡人：■■ ■■）「売買」

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

12番 中島 和彦 推進委員

申請地の位置、現況を説明。譲受人の隣接地であったために売買となったようです。

ご審議よろしくをお願いします。

議 長

担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位5について質問意見等ありましたらお願いします。

全 員

質問なし。

議 長

無いようでしたら採決に移ります。順位5について異議が無い方の挙手を求めます。

委員
全員挙手。

議長
全会一致で認める事とします。
■■ ■■ 農業委員は、入室してください。

渡邊 鉄也 農業委員
入室

議長
次に進みます。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件について 順位1 事務局の説明をお願いします。

事務局
説明 順位1 新代 字 後田 1筆 (申請人：■■ ■■)「摘要：特定建築条件付売買予定地 (10 区画)」

議長
事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

9番 船越 誠治 推進委員
申請地の位置、大雨の時に近隣の住宅地に庭水が入ったと聞きました。
水路幅が狭いのでそのような状況でした。

議長
担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

8番 鐘ヶ江百合子 農業委員
庭水が入る状況で周りに迷惑がかかるような状況はいいのですか。
高くなった造成地から排水するならまた危なくなるのではないのでしょうか。
周囲の人は納得しているのですか。

事務局
申請地の現状は、まだ整備が完了していませんが完了すると雨水の排水は道路側溝をとおして河川に流れます。
農地法の申請では、近隣の承諾書を必要としていません。

10番 稲員 雅史 農業委員
田から現状の造成で高くなって周囲の庭水が入るのは、開発のやり方としてはどうかと思います。

10番 野田 隆文 農業委員
それは、以前の申請の時に解決しておくべきだったという事ですね。

3番 山村佳代子 農業委員
完了までの間の雨水の対策は、どうなりますか。

9番 船越誠治 推進委員
現状の説明を再度します。造成している所からの雨水が原因ではなくて、申請している土

地の一部は、以前は大雨の時に沈んでしまう土地でした。造成後は、高くなったためにその土地に溜まらずに河川の排水が間に合わず周囲の住宅に庭水が入りました。

7番 渡邊和江 農業委員

道路側溝などの排水側溝はいつ頃できますか。

事務局

変更許可がおりたら、直ぐ着工されると思います。工期は令和7年5月31日です。

7番 渡邊和江 農業委員

川の幅は変わらないので、周りに迷惑かからないようにできないのですか。

事務局

先ほど話で一部、取り違えがあると思いますが、申請地から雨水の水が原因ではなくて、造成地の一部が元々低い田であったために大雨の時に犠牲になっていた「犠牲田」のようなものであったと思われます。その土地を高められる申請について当委員会で規制や停止要望はできません。また河川の排水が悪いのであれば、河川の担当へ改修の要望をするべきです。

10番 野田隆文 農業委員

私も今、各委員さんが仰っていた事は、農業委員会の審議とは違うと思います。申請内容の審議と分けないと会議は進まないと思います。

5番 丸山敬二郎 農業委員

用水路や河川の改修などは、地元の区長を通じて申請された方が良いと思います。

事務局長

今、来年度の事業要望を区長さんからとっている時期です。
地元の区長さんから提出してもらい対応してもらおうようにしてください。

議 長

他にありませんか。

全 員

質問なし。

議 長

無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員

全員挙手。

議 長

全会一致で認める事とします。次に進みます。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件について 順位1 事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 順位1 新代 字 前 1筆 (譲受人:■■■■) (譲渡人:■■■■) 「契約の種類:売買」「摘要:一般住宅」

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

8番 弓削 和幸 推進委員

申請に位置説明。申請地の現在の管理者は、譲渡人の母が行っている。
水利承諾のあり、この地域の下水道工事が完了次第に工事に係るようです。
問題の無い申請です。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

全 員

質問なし。

議 長

無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員

全員挙手。

議 長

全会一致で認める事とします。続きまして順位2 事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 順位2 広川 宇 熊 1筆 (譲受人：■■ ■■■) (譲渡人：■■ ■■■) 「契約の種類：売買」「摘要：一般住宅」

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

10番 野田 隆文 推進委員

位置説明。水利承諾もあり問題ありません。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位2について質問意見等ありましたら、お願いします。

議 長

他にありませんか。

全 員

質問なし。

議 長

無いようでしたら採決に移ります。順位2について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長

全会一致で認める事とします。続きまして 議案第4号 農地転用計画変更による申請による申請に関する件について 事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 順位1 この案件は、議案第2号と同じ内容です。 大字 新代 字 後田 1筆 申請者：■■■■ 摘要：転用目的が「建売住宅（10戸）」から「特定建築条件付売買予定地（10戸）」に変更。完工年月日も「令和3年5月10日」から「令和7年5月31日」に変更のため」

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

9番 船越 誠治 推進委員

前の説明と同じです。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

議長

他にありませんか。

全員

質問なし。

議長

無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委員

全員挙手。

議長

全会一致で認める事とします。次に進みます。議案第5号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地利用集積計画の承認の件について 事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 農業経営基盤強化促進法による（中間管理事業 利用権設定）

（移転を受ける者：福岡県農業振興推進機構 理事長 渡邊 大起）（移転する者：■■■■ 他9人）

説明 農業経営基盤強化促進法による（中間管理事業 所有権移転1件）

議長

事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。この件について質問意見等ありましたらお願いします。

全員

質問なし。

議長

無いようでしたら採決に移ります。この件について異議が無い方の挙手を求めます。

委員

全員挙手。

議長

全会一致で承認する事とし、町長にこの旨を報告します。

以上で審議は終わりました。

会長代理 古賀秀之

以上をもちまして、農業委員会総会を終了します。ありがとうございました。